

製品安全に係る人材育成研修

製品安全政策について

東京会場 2016年1月28日(木) 13:00～13:45

大阪会場 2016年1月20日(水) 13:30～14:10

名古屋会場 2016年1月26日(火) 13:30～14:10

経済産業省 製品安全課

製品事故の未然防止

1. 法律による事前規制

1-1 製品安全をめぐる主な動き

昭和36年 電気用品取締法制定

昭和43年 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)制定

昭和45年 ガス事業法制定

昭和48年 消費生活用製品安全法(消安法)制定

平成 6年 7月 製造物責任法(PL法)制定

平成13年 4月 電気用品安全法(電安法)施行(旧電気用品取締法改正)

平成17年11月 旧松下電器産業(株)製温風暖房機に係る緊急命令発動

平成18年 3月 電安法の経過措置期間終了に伴うPSE騒動の発生

平成18年 8月 パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器に係る緊急命令発動

平成19年 5月 「重大事故情報報告・公表制度」創設(消安法改正)

平成21年 4月 「長期使用製品安全点検・表示制度」創設(消安法改正)

平成21年 9月 消費者庁設置、消費者安全法施行

平成24年10月 消費者安全調査委員会(事故調)設置

平成25年 3月 TDK(株)製加湿器に係る危害防止命令発動

平成26年 1月 電気用品の技術基準省令の全部改正(性能規定化)

1-2 経済産業省の製品安全施策の概要

製品事故の未然防止

製造・輸入時

販売時

被害の拡大防止

使用时

法律による事前規制

技術基準違反への対応

重大製品事故報告・公表

●技術基準適合義務等

- 規制品目の追加
- 規制品目の技術基準改正



ライター



LEDランプ



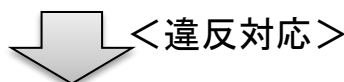
乳幼児用ベッド

●技術基準体系の見直し

仕様規定から「性能規定」へ

●販売時PSマーク表示義務等

- 試買テスト(技術基準適合確認)
- 立入検査 等



- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等

●重大製品事故の報告義務

- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査



<リコール対応>

- ✓ リコール(製品回収等)指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

経年劣化対策



●標準使用期間等の表示義務

- 長期使用製品安全表示制度

●長期使用製品の点検実施義務等

- 長期使用製品安全点検制度



規制品目の追加、技術基準改正

再発防止

注意喚起

消費者への情報提供

- 製品安全セミナー、イベント等の開催
- リーフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起 等

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

○リスクアセスメントの促進

○サイト運営事業者の違反対応協力

○流通事業者のリコール協力の促進

○製品安全対策優良企業表彰

1-3 製品安全4法の事前規制

- 製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務(自主検査)を履行し、技術基準を満たした製品にPSマークを表示(○PSマーク)。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等(◇PSマーク)については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。

消費生活用製品安全法 (10品目)



ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ 等

電気用品安全法 (457品目)



LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等

ガス事業法 (8品目)



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふろがま 等

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (16品目)



国が指定品目・
技術基準を規定



事業開始の届出

技術基準適合義務



登録検査機関
において適合
性検査を受検

義務を履行した製品に
PSマークを表示

PSマークがない製品
の販売・陳列を禁止

(参考)強制制度における製品認証体系

➤ 事業者自らによる基準適合確認

政府は事業者に対する技術基準適合(維持)義務付け

事業者自らによる基準適合確認
(自己確認、自主検査)

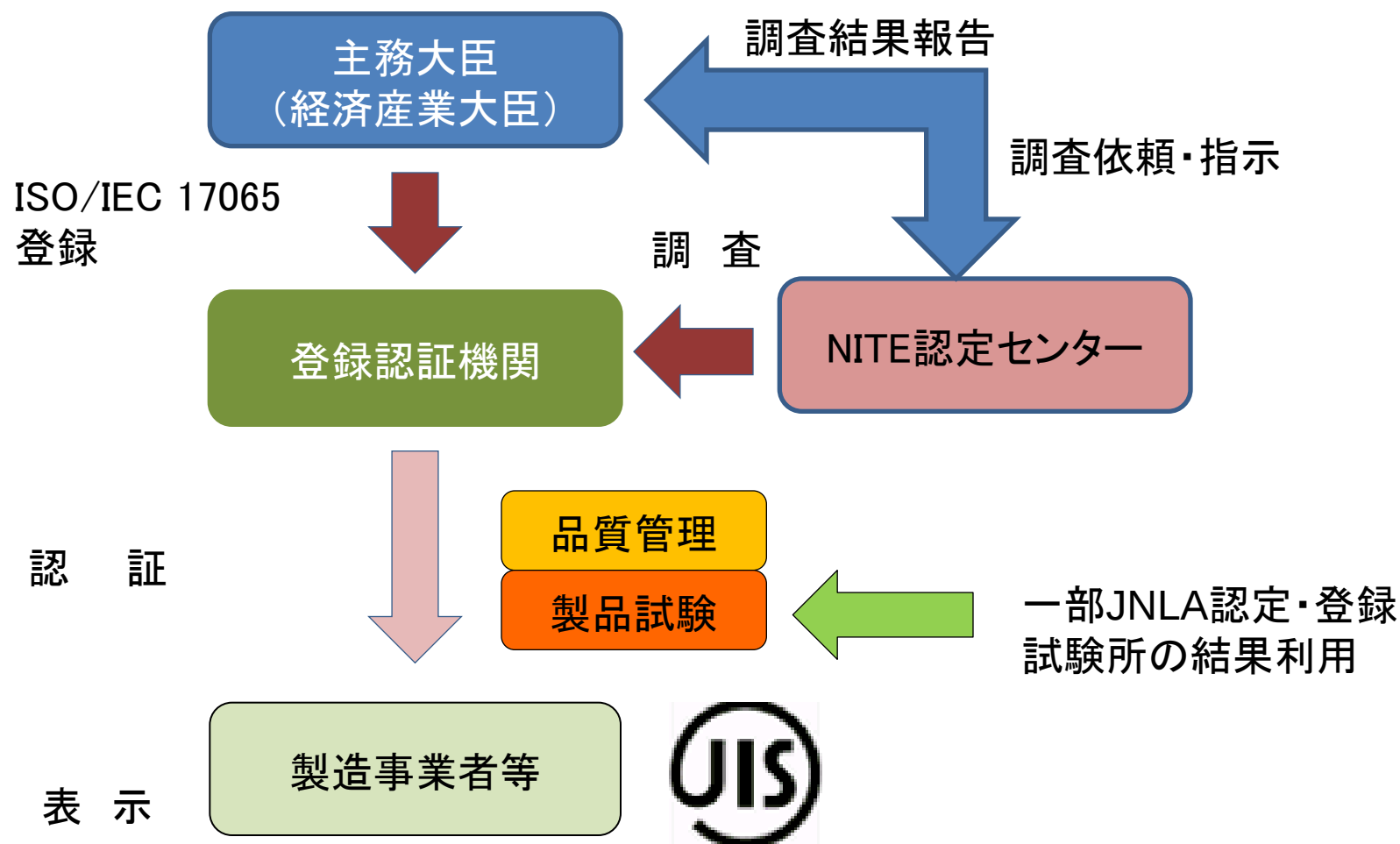
➤ 第三者による適合性検査

政府が認証機関(民間)を登録し、事業者には技術基準適合(維持)義務付け



(参考)任意制度における製品認証体系例

JISマーク表示制度のケース



1-4 製品安全4法の指定品目とPSマーク

○販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

<指定品目数>

●消安法(10品目)



4品目



6品目

●電安法(457品目)



116品目



341品目

●ガス事業法(8品目)



4品目



4品目

●液石法(16品目)

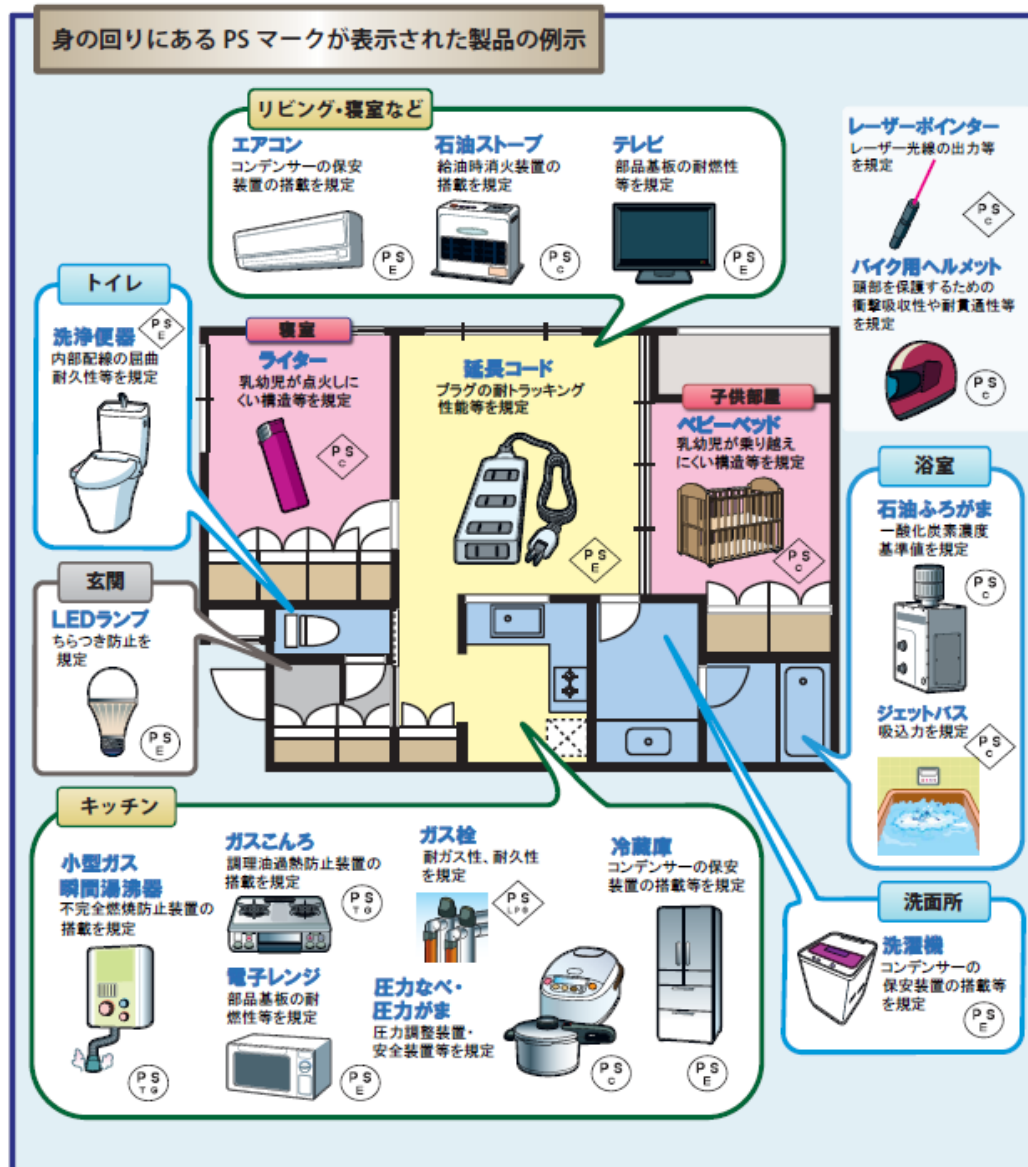


7品目



9品目

身の回りにあるPSマークが表示された製品の例示



1-5 技術基準の動向①(電気用品の性能規定化)

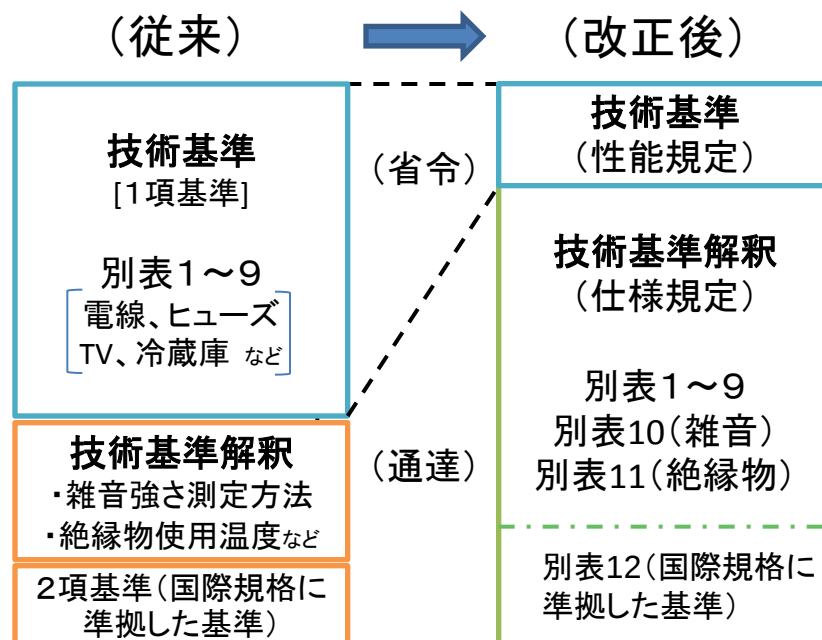
○ 技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた「性能規定」とする改正を実施。(平成26年1月1日施行)

(1) 改正省令では、従来の技術基準が求める安全性能を整理し、安全保安上不可欠な性能に限定するものとした。

(2) 本改正により、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となる。

(3) 一方で、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まることとなる。

改正後の技術基準体系の概要



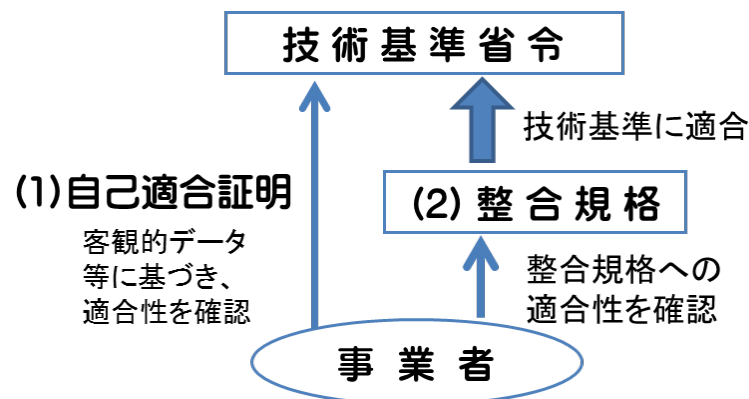
○ 従来の仕様規定は解釈通達に移行され、整合規格が十分整備されるまでの間、技術的要件を満たす具体的な例として示されるため、今回の改正の前後において、技術基準体系として要求事項に大きな変更はない。

1-6 JIS等公的規格の活用と整合規格の整備(電安法)

○ 性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進める。

- (1) IEC等の国際規格を日本国内で採用するには、言語の違いに加え、電圧・使用実態の国内外での差違を反映させる必要があることから、多くの場合、一旦、JIS等公的規格に取込んでいる。
- (2) こうした国際規格を反映させたJIS等公的規格を、整合規格として積極的に採用していくという、一種の技術基準の「オープン化」により、今後、迅速に最新の国際的な技術動向を電安法に反映させていくことが可能となる。
- (3) また、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として整備することによって、我が国発の国際規格を提案するための足がかりとしての役割も期待できる。

技術基準適合のための2つのルート



整合規格の整備スケジュール



1-7 技術基準の動向②(ガス用品等の性能規定化)

- ガス用品等の安全の確保のため、現在、ガス事業法及び液石法の省令では、国が品目毎に具体的な寸法や形状等を定める「仕様規定」の形で、ガス用品等の技術的な基準を定めている。
- 今般、企業の新技術・製品の開発を円滑化する観点から、「産業保安・製品安全のスマート化」の一環として、現行の「仕様規定」を改め、安全確保に必要な性能を定める「性能規定」化のための見直しを実施。平成28年度から、施行予定。

1. 法律・関係省令

- 「ガス事業法」に基づく「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」（都市ガス）
- 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」に基づく「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」（LPガス）

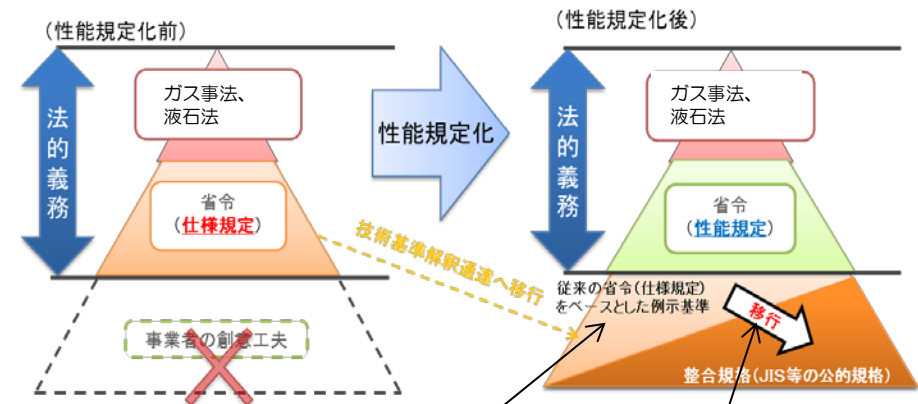
2. 性能規定化のメリット

技術基準の性能規定化により、安全性能を満たせば、企業は材料の選択、設計構造の採用等の自由度が高まり、技術進歩を踏まえた、迅速かつ的確な新技術・製品の開発が可能となる。

3. 今後のスケジュール

- 平成28年1月下旬 公布
- 平成28年4月1日 施行

性能規定化のイメージ図



移行に伴う混乱を回避するため、「性能規定」化された技術基準を満たす目安として、当分の間、従来の「仕様規定」を、技術基準(省令)に整合する例示基準として示す。

例示基準については、最新の技術等を反映したJIS等の公的規格に移行。

製品事故の未然防止

2. 技術基準違反への対応

2-1 法令への遵守状況の確認

- 経済産業省では、市販されている製品を買い上げ、法律に定める技術基準等の遵守状況を確認する試買テストを実施。試買テストの結果、技術基準不適合とされた製品は、事業者に対して違反对応を実施し改善を指導。
- 違反对応にあたっては、必要に応じて、事業者には報告徴収、立入検査を実施。

試買テストの結果(平成26年度試買)

基準に適合しないことが確認された
内容の内訳

立入検査等の 実績

	代表的な用品	機種数	技術基準	PSマーク表示
電気用品安全法	電気冷蔵庫、電気掃除機、エル・イー・ディー・ランプ、電気ホットプレート、コンセント付家具、電気ストーブ、電気除湿機等	307機種	86機種	17機種
消費生活用製品安全法	携帯用レーザー応用装置、ライター、乗車用ヘルメット 等	49機種	8機種	5機種
ガス事業法	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、ガスふろバーナー	4機種	0機種	0機種
液石法	ふろがま、ガス漏れ警報器 等	31機種	0機種	0機種

○ 製造・輸入事業者
 H22年度 230件
 H23年度 223件
 H24年度 210件
 H25年度 215件
 H26年度 205件

違反品

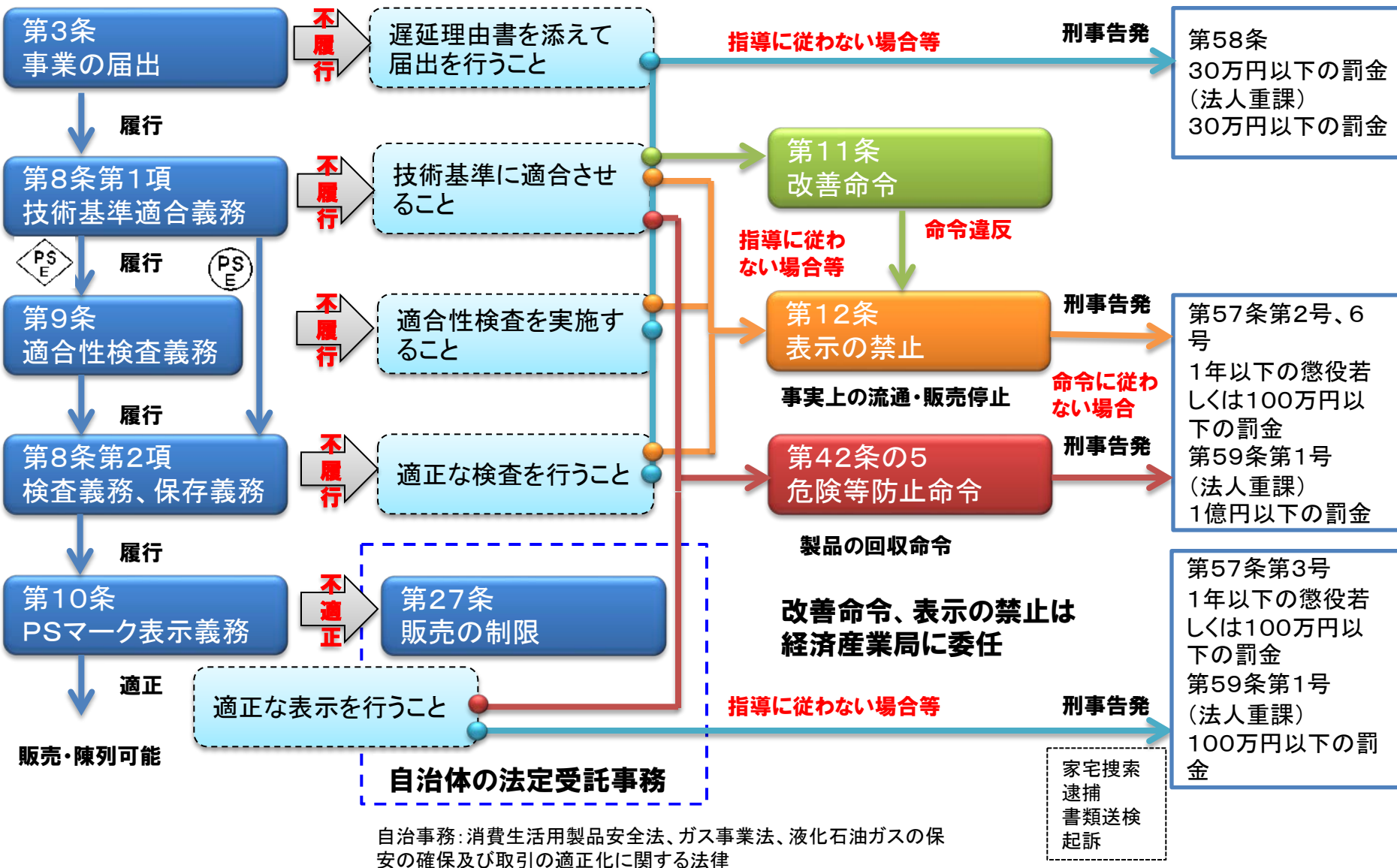
2-2 違反対応の根拠条文(電気用品安全法の場合)

法律(電気用品安全法)

行政指導

行政命令

刑事罰



2-3 行政命令

改善命令

- 製造・輸入事業者が、技術基準適合義務に違反している場合は、製造方法、輸入方法、検査方法、その他業務の方法の改善に関し、必要な措置をとることを命じることができる。
- 改善命令に違反した場合は、「表示の禁止」の発動要件となる。

表示の禁止

- 製造・輸入事業者が、①製造・輸入した製品が技術基準に適合していない場合、②自主検査又は適合性検査義務に違反した場合、③改善命令に違反した場合であって、危害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めて、当該製品にPSマークの表示を付すことを禁止することができる。
- 表示の禁止は、事実上、当該製品の出荷・販売停止処分となる。

危害防止命令

- 製造・輸入事業者、販売事業者が、①無表示で指定品目を販売・陳列した場合、②技術基準に適合していない不適合品を製造・輸入・販売した場合であって、危害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるときは、製品の回収等を命じることができる。

(参考) 危害防止命令の発動事例

- 消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する緊迫した危険がある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう、経済産業省は製造・輸入事業者に命じることができる。

(1) 松下電器産業製石油温風暖房機による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和60年から平成4年に製造した松下電器産業（株）製の石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故が、平成17年1月から4月に3件発生して1名が死亡。同社はリコールを実施したが、同年11月に新たに1件の事故が発生し1名が死亡。

- ・ 平成17年11月、松下電器産業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。



(2) パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和55年から平成元年に製造されたパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故が、昭和60年から平成17年に28件発生し21名が死亡。安全装置が不正改造されたことにより不完全燃焼が起こったことが原因。

- ・ 平成18年8月、パロマ工業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。



- ・ 平成20年6月、パロマ工業に対して、消安法に基づく危害防止命令を発動して再点検を命令。

(3) TDK製加湿器による火災事故

平成10年から平成11年に製造されたTDK（株）製の加湿器による発煙・発火事故が発生し、同社は平成11年からリコールを実施。発煙・発火による非重大製品事故が46件発生していたが、平成25年2月に火災事故が発生して5名が死亡。

- ・ 平成25年3月、TDK(株)に対し、消安法に基づく危害防止命令を発出



2-4 インターネットサイト運営事業者との協力体制構築

- 近年、インターネットオークションやショッピングの拡大とともに、ネット上に技術基準を満たしていない製品が増加している状況を踏まえ、平成24年6月にサイト運営事業者（ヤフー、楽天、DeNA）と協力体制を構築し、効果的、効率的な違反对応を実施。
- 平成25年8月には、アマゾンとも協力体制を構築して違反对応を実施。

オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

経済産業省と、オークション・ショッピングサイト等運営事業者の協力内容

- 製品安全関連法制の遵守をサイト事業者のサイト上で周知
- 連絡窓口の設置及び連絡会合の開催
- 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力



サイト運営者の違反对応への協力事例

- ① ネットオークションで、技術基準違反が疑われる製品が出品されているという情報を入手。
- ② 経済産業省から出品者（氏名・住所不明）に対し、サイトの質問欄から連絡。
- ③ 出品者から返答なし（経済産業省の警告を無視し製品を出品し続けている）。
- ④ サイト運営事業者に協力を依頼し、出品者に対して、経済産業省の調査に協力するよう要請してもらう。
- ⑤ 出品者から経済産業省に連絡があり、氏名・住所等が明らかになる。
- ⑥ 管轄の局が違反对応を実施。

経済産業省の警告を無視して、違反品を出品し続けている者に対しては、サイト運営事業者が出品の削除、出品停止の措置を実施。

製品事故の未然防止

3. 経年劣化対策

3-1 経年劣化対策(長期使用製品安全点検制度)

○製造・輸入事業者の義務

- ・特定保守製品に「設計上の標準使用期間（安全に使用できる期間）」を設定
- ・登録された所有者情報の管理
- ・点検時期の到来を所有者に通知
- ・所有者の依頼に応じて製品を点検 等

○販売事業者等の義務

特定保守製品を購入者(所有者)に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載内容を説明。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することが可能。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



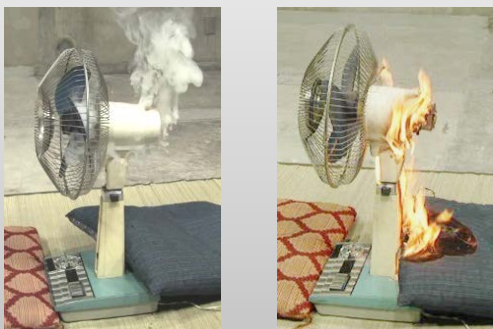
FF式石油温風暖房機



3-2 経年劣化対策(長期使用製品安全表示制度)

- 製造・輸入事業者に対して、経年劣化の事故が多い扇風機、エアコン、洗濯機などの製品に、**「製造年」、「設計上の標準使用期間」等を表示**することを義務付けて、消費者に注意を喚起。
- 販売事業者に義務はないが、表示の有無等を確認することが求められる。

古い扇風機による事故



40年以上の使用によってコンデンサーの絶縁性能が低下し内部がショートして出火。

表示サンプル



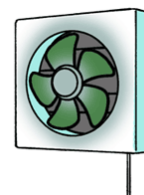
【製造年】 20XX 年
【設計上の標準使用期間】 △△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

対象製品【6品目】 経年劣化の事故が多い製品

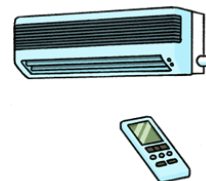
平成21年4月以降に販売した製品が対象



扇風機



換気扇



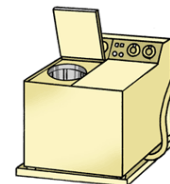
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

4. 自主的取り組みの促進

4-1 製品の安全を確保する自主的取組の促進

- 近年、市場のグローバル化がますます進展し、あらゆる製品が国境を越えて世界中に流通。日本にも中国製をはじめ海外製品の輸入が増加。
- また、製品の流通・販売形態も多様化し、インターネットで世界中から商品を購入できる時代。
- 経済環境が刻々と変化する中で、守るべき最低限のルールを定めた法律の規制だけでは、製品の安全レベルを高めることは困難。

- 製造・輸入事業者に加えて、**流通、卸、販売、設置といったサプライチェーンを構成する事業者全体で製品安全に取り組むことが不可欠であり、事業者の自主的取組が求められている。**

製品安全4法制定時(昭和30～40年代)



国内製造事業者が法に基づく義務を履行

現在



サプライチェーンを構成する事業者全体で製品の安全を確保

4-2 製造・輸入事業者の自主的取り組みの促進

- 事業者が行う製品安全の自主的な取り組みをサポートするため、消費生活用製品を取り扱う製造・輸入事業者、流通事業者向けに、製品安全に関する様々なハンドブック等を作成し周知。

リコールハンドブック

- リコールに対して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、製品事故等が確認された際の迅速、的確な対応など、基本的な考え方や手順を解説。
(平成19年発行、平成22年改訂
平成27年度改訂予定)

リスクアセスメント・ハンドブック

- 基礎知識編では、安全な製品を供給するため、事前に製品安全に関するリスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの手法と考え方を紹介。
(平成22年発行)
- 実務編では、リスクアセスメントの本格的な導入のステップや具体的手法について、事例を紹介しながら解説。(平成23年発行)

製品安全に関する事業者ハンドブック

- すべての事業者を対象に、製品安全に関する自主的な取組を促進するため、取り組むべき推奨事項とその解説。好取組事例や法令、国際規格などの最新情報も紹介。(平成24年発行)

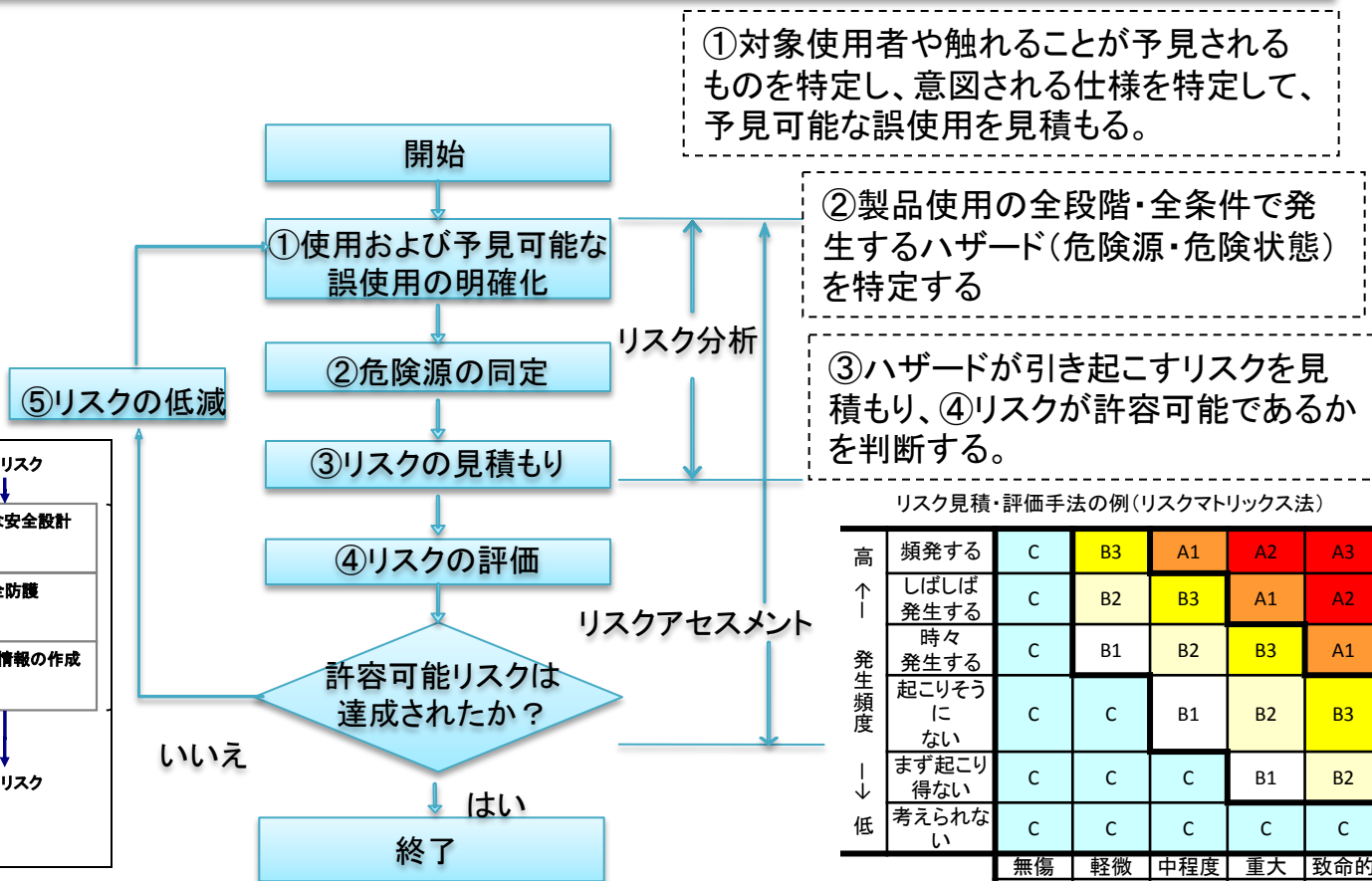


(参考)リスクアセスメントの概要

○ リスクアセスメントとは、製品を企画・設計する段階で、製品の使用状況を想定して発生が予想される危険源や危険な状態を特定・評価し、その対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高めるもの。

⑤許容可能なレベルまでリスクを低減する。
スリーステップメソッド

- 1 本質安全設計
- 2 安全防護
- 3 安全上の情報



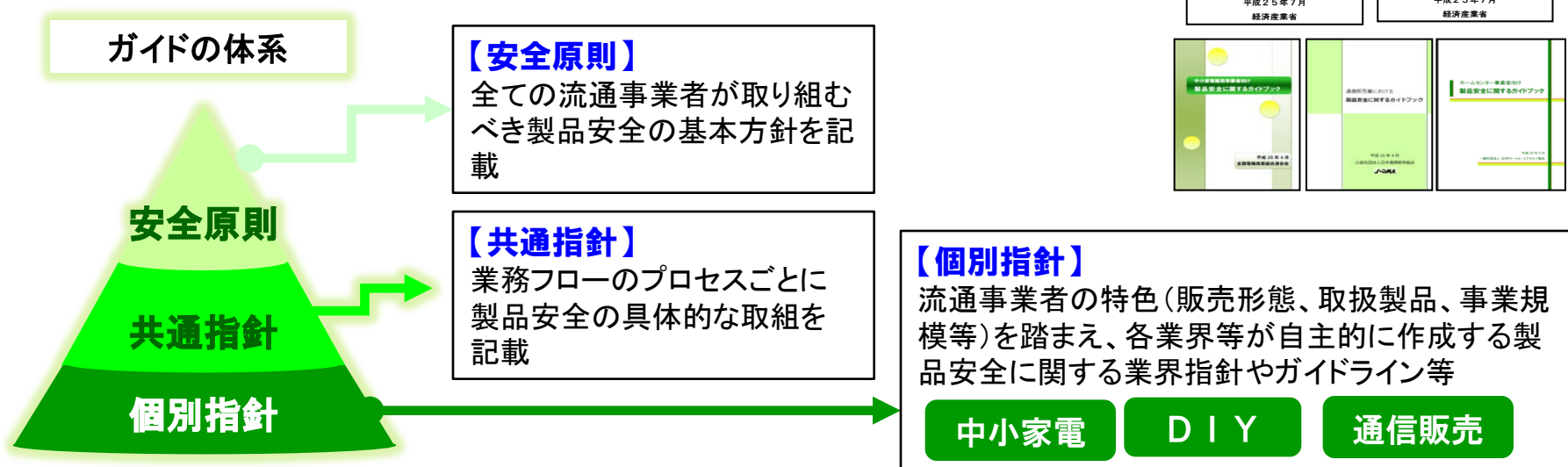
リスク見積・評価手法の例(リスクマトリックス法)

	発生頻度 ↑高 ↓低	頻発する	しばしば発生する	時々発生する	起こりそうにない	まず起こり得ない	考えられない					
		C	B3	A1	A2	A3	C	B2	B3	A1	A2	A3
	高	C	B3	A1	A2	A3	C	B2	B3	A1	A2	A3
	中	C	B1	B2	B3	A1	C	C	B1	B2	B3	C
	低	C	C	C	B1	B2	C	C	C	C	C	C
		無傷	軽微	中程度	重大	致命的	なし	軽傷	通院加療	重傷	死亡	
		軽 ← 危害の程度 → 重										

4-3 流通事業者の取組の強化～ガイドの策定等～

- 消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、**流通事業者は、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場**にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、**流通事業者が製品安全において果たす役割が重要視されている**。
- こうしたことを踏まえ、**流通事業者に対する製品安全の自主的な取組強化を要請**。具体的には、平成25年に流通事業者向けのガイドを策定。業界団体では個別指針を策定する動きも出ている。

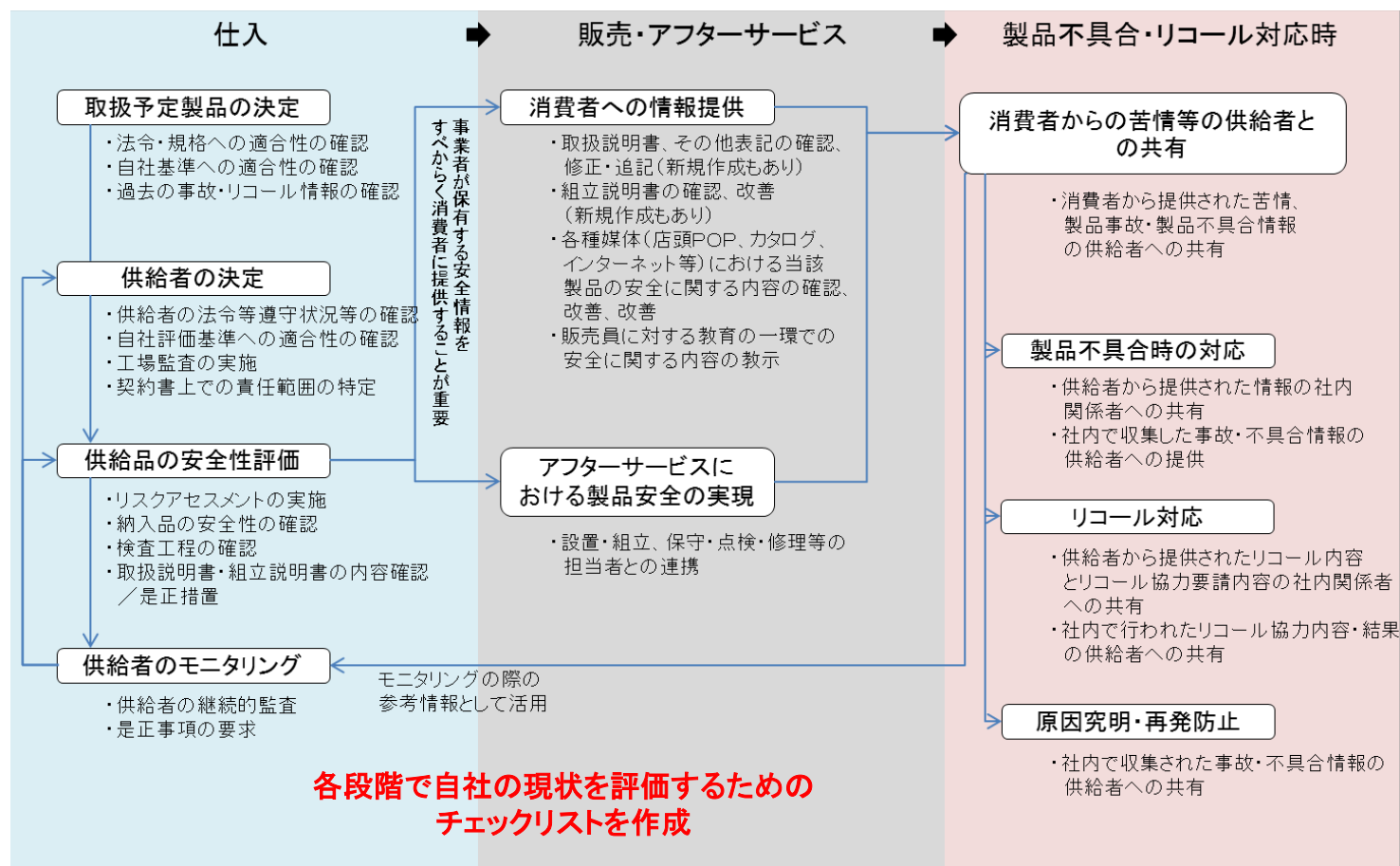
- 流通事業者の自主的な取組を促すため、製品安全における原則と指針を示した「**製品安全に関する流通事業者向けガイド**」を策定し公表



4-4 流通事業者向けの製造事業者、商品選定のチェックリスト

- 平成26年度新たに「マーチャンダイザー・バイヤー向けチェックリスト」を策定。
- 流通事業者内で製品を仕入れ・調達するマーチャンダイザー、バイヤー向けに、**製造事業者の選定や製品の安全性の評価を行うために確認**すべき項目や、確認方法についてまとめたもの。

業務プロセス毎のマーチャンダイザー・バイヤーに望まれる役割の全体像(モデル)



各流通業界へ活用を要請

4-5 製品安全対策優良企業表彰制度



- 経済産業省では、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を毎年表彰。
- 表彰を通じて、企業の製品安全に対する意識の向上を図り、持続的に製品安全が確保される安全・安心な社会の構築を目指す。
- 平成27年度(9回目)は、16の企業・団体が受賞。受賞社数は、延べ108企業・団体。

大企業 製造・輸入事業者部門

経済産業大臣賞

株式会社バンダイ(※)

商務流通保安審議官賞

パラマウントベッド株式会社

日立アプライアンス株式会社

大企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞

株式会社イトーヨーカ堂(※)

商務流通保安審議官賞

パナホーム株式会社

優良賞

ダイアナ株式会社

株式会社ダスキン

(※: 製品安全対策ゴールド企業)

中小企業 製造・輸入事業者部門

経済産業大臣賞

株式会社相田合同工場(※)

商務流通保安審議官賞

有限会社栄工業

株式会社シナノ

優良賞

株式会社東洋羽毛工業

ファイン株式会社

中小企業 小売販売事業者部門

経済産業大臣賞

奈良日化サービス株式会社

特別賞

一般財団法人電気安全環境研究所

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社

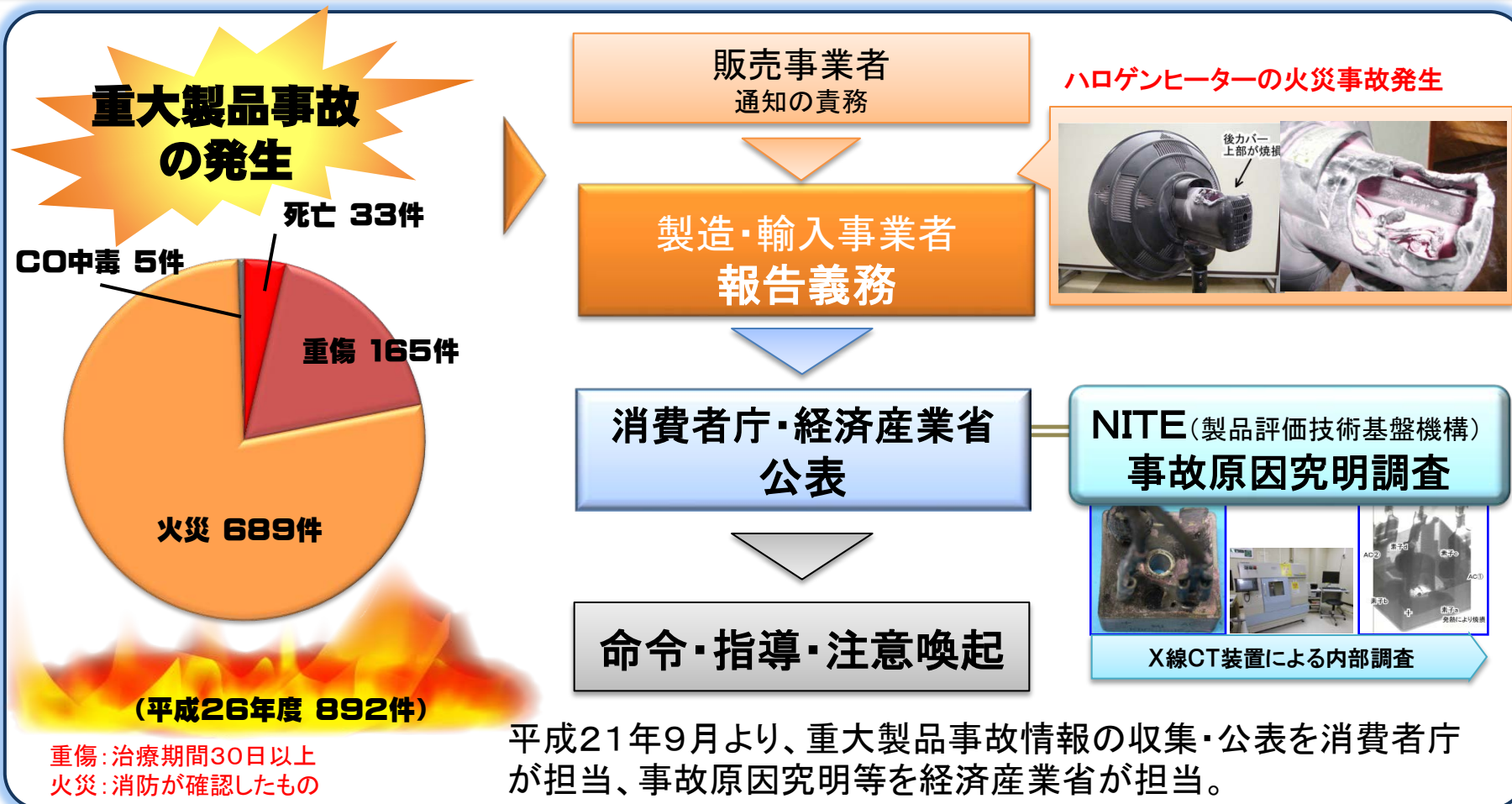


事故被害の拡大防止

5. 製品事故情報の収集

5-1 重大製品事故情報の国への報告義務

- 製造・輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に消費者庁に報告**することを義務付け。また、**販売事業者等が、重大製品事故の発生を知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務がある。**



(参考) 重大製品事故の受付件数（平成26年度）

○ 平成26年度における重大製品事故の受付件数は、合計892件。火災事故が689件と全体の約8割を占め、死亡事故は33件。

平成26年度 重大製品事故の受付件数

	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	4	(3)	5	(1)	112	3	0	124
石油機器	9	(9)	2	(2)	70	1	0	82
電気製品	8	(8)	16	(1)	501	1	0	526
その他	12	(0)	142	(0)	6	0	0	160
合 計	33	(20)	165	(4)	689	5	0	892

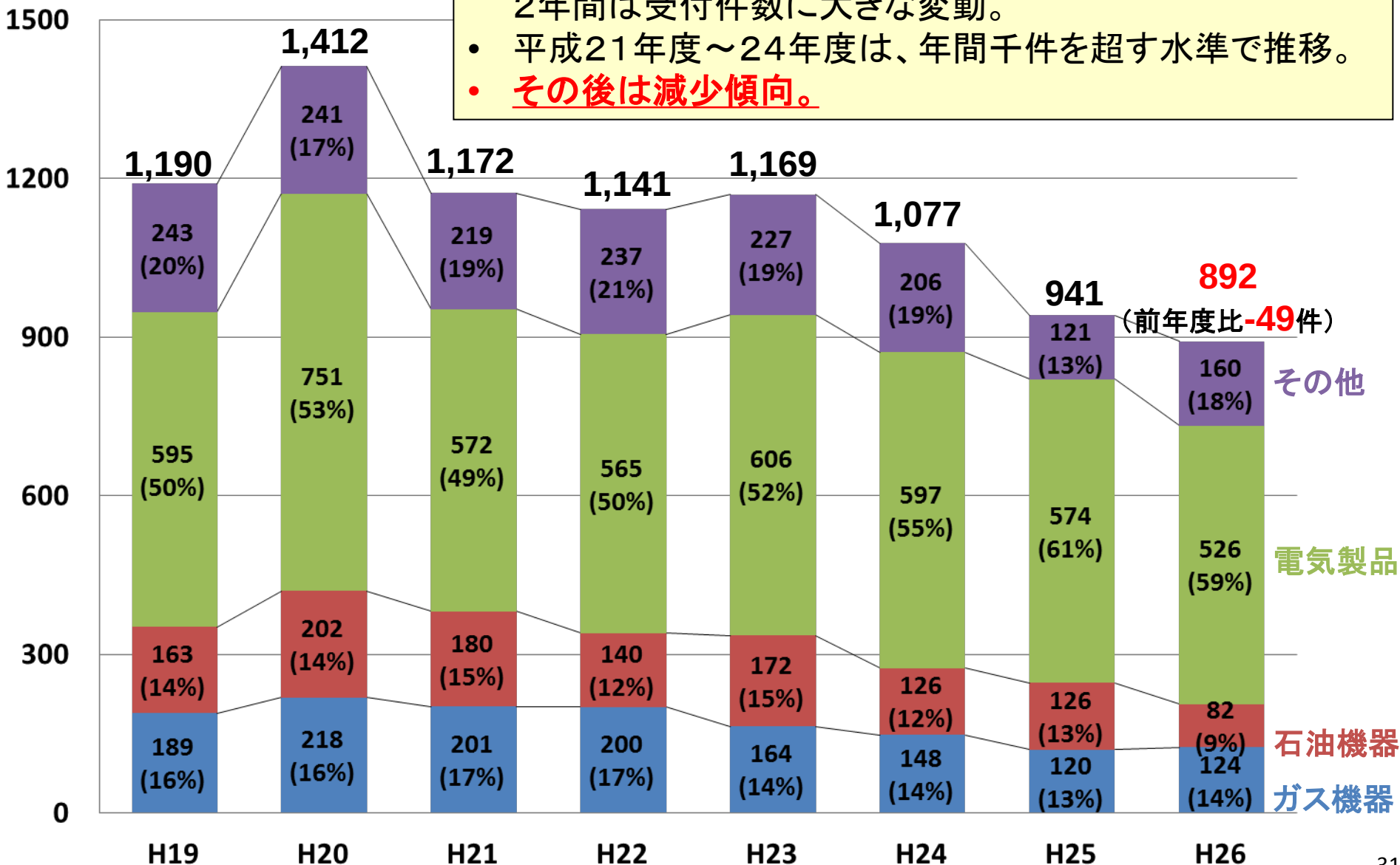
注: 被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(20件)、「火災」かつ「重傷」(4件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では713件。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

(参考) 重大製品事故の受付件数の推移

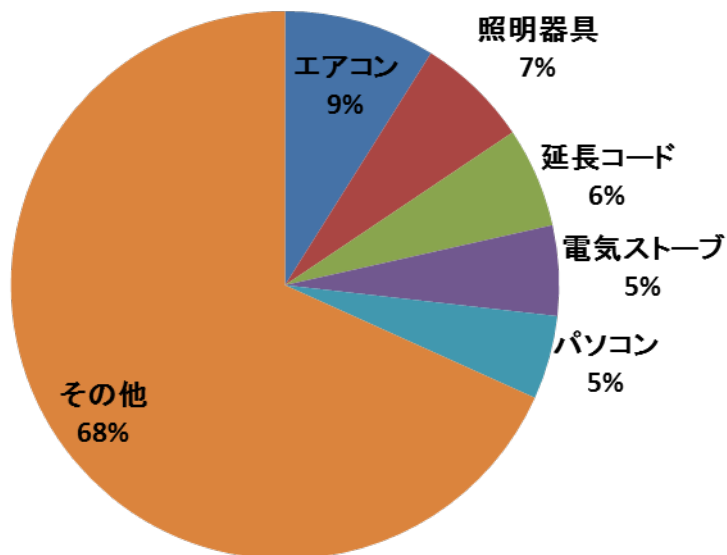
受付件数(件)

- 平成19年5月の重大製品事故報告・公表制度の創設から2年間は受付件数に大きな変動。
- 平成21年度～24年度は、年間千件を超える水準で推移。
- その後は減少傾向。



(参考) 重大製品事故の製品別の受付件数(電気製品)

電気製品
(526件)



平成26年度の受付状況

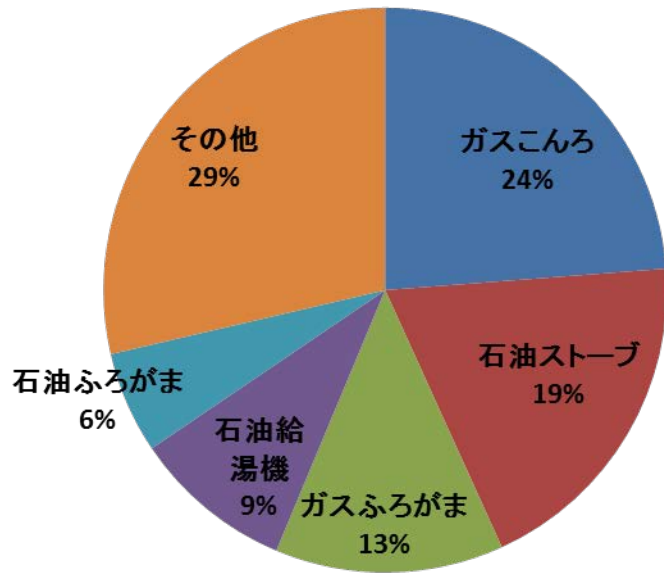
	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	61	エアコン	63	エアコン	47
2	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	45	電気ストーブ	45	照明器具	35
3	電子レンジ	35	照明器具	43	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37	延長コード	31
4	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34	電気ストーブ	28
5	照明器具	23	電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28	パソコン	26
5										

平成22年度～26年度の推移

電気製品では、平成19年度以降、「エアコン」の受付件数が最も多く、次に「電気ストーブ」が続いていたが、平成26年度は「照明器具」の受付件数が2位となり、「延長コード」、「パソコン」が上位品目となった。

(参考) 重大製品事故の製品別の受付件数(燃焼器具)

燃焼器具 (206件)



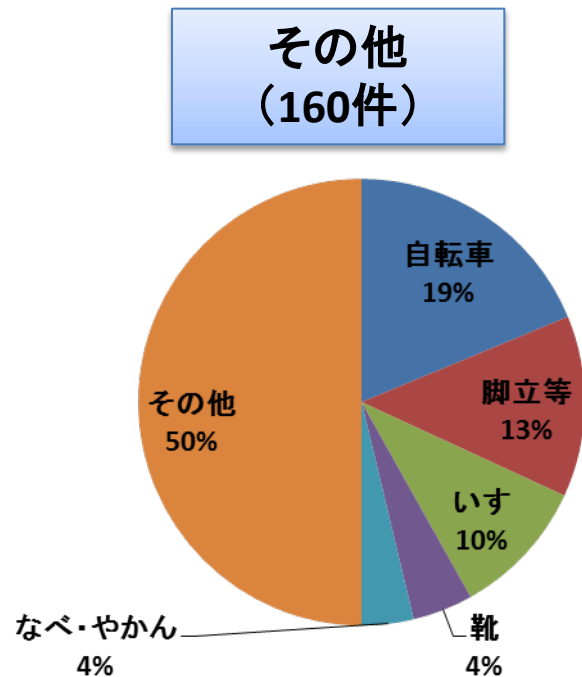
平成26年度の受付状況

	22年度		23年度		24年度		25年度		22年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目	件数	品目名	件数
1	ガスこんろ	98	ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54	ガスこんろ	49
2	石油給湯機	48	石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45	石油ストーブ	40
3	石油ストーブ	48	石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯機	43	ガスふろがま	27
4	ガス湯沸器	31	石油ふろがま	26	ガスふろがま	30	ガスふろがま	23	石油給湯機	19
5	ガスふろがま	23	石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふろがま	16	石油ふろがま	12
5										

平成22年度～26年度の推移

燃焼器具では、平成24年度以外は、「ガスこんろ」の受付件数が最も多い。また、「石油ストーブ」がそれに次ぐ受付件数となるケースが多い。他に、「石油ふろがま」、「石油給湯機」、「ガスふろがま」、「石油ファンヒーター」が上位となる傾向が続いている。

(参考) 重大製品事故の製品別の受付件数(その他)



平成26年度の受付状況

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	自転車	32	自転車	32	自転車	24	自転車	22	自転車	30
2	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22	脚立等	20	脚立等	21
3	いす	16	靴	13	靴	18	いす	11	いす	16
4	靴	14	いす	13	いす	17	靴	10	靴	7
5	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14	湯たんぽ	8	なべ・やかん	6
5					湯たんぽ	14				

平成22年度～26年度の推移

その他の製品では、平成19年度以降、自転車の受付件数が最も多く、平成22年度以降、脚立が次に多い。平成22年度以降、「自転車」「脚立等」「いす」「靴」が上位4品目となっている。

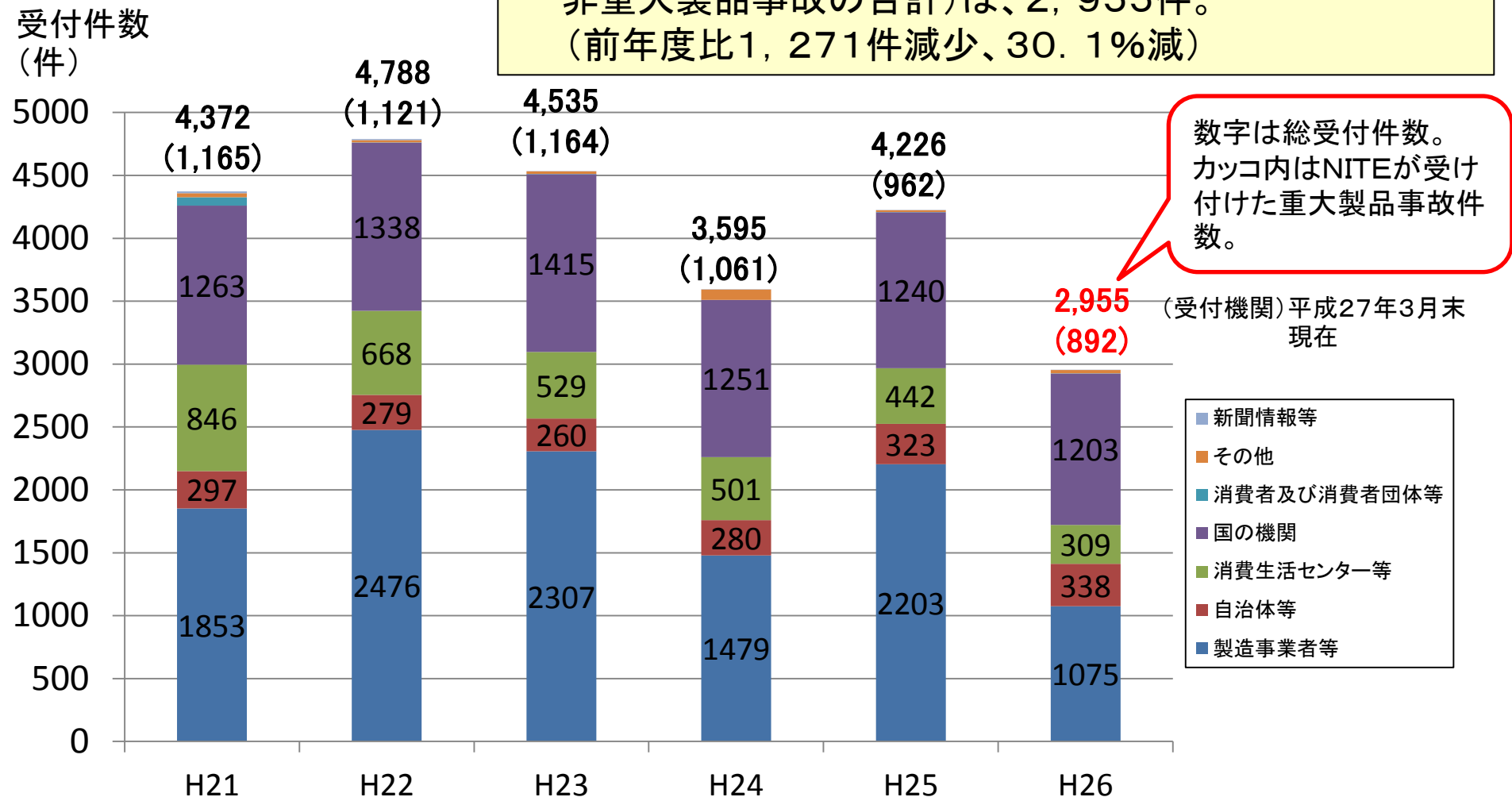
5-2 非重大製品事故情報のNITEへの通知

- 事業者等が、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等の情報を知ったときは、NITE(製品評価技術基盤機構)への通知を求めている。
- NITEは、事故原因の究明調査を実施し、調査結果を定期的に公表。



(参考) 非重大製品事故を含めた受付件数の推移

- 平成26年度にNITEが収集した製品事故情報(重大及び非重大製品事故の合計)は、2,955件。
(前年度比1,271件減少、30.1%減)



注)「製造事業者等」とは、製造、輸入、販売、公益事業者、業界団体をいう。「自治体等」には、消防、警察を含む。「国の機関」のうち、「その他」とは、ガス事業法等に基づき、国に報告されたもの等を含む。「その他」とは、病院や施設等からの通知をいう。

事故被害の拡大防止

6. リコール対応

6-1 消費生活用製品におけるリコールの実施

- 製造・輸入事業者は、製品事故の発生又は事故の兆候を発見した段階で、自主リコールを実施。平成26年度は、新たに115件のリコールを開始。
- 製造・輸入事業者は、「リコール開始届出」を経済産業省に提出し、新聞への社告やチラシの配布等を行ってリコール情報を消費者に周知。
- 販売時事業者等は、製造・輸入事業者が行うリコールに協力する責務がある。

リコール開始件数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17	24
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99	91
計	179	165	130	127	113	91	116	115

* 重大製品事故契機のリコールについては、経済産業省からもプレス公表を実施

リコール社告の新聞掲載事例

対象商品

型番の表示位置
商品背面の床から5cmのところにシールがあります。

■お問い合わせ窓口

■電話受付時間／午前9時～午後5時
*1月6日までは休まず受付致します。1月7日からは土、日、祝日は除きます。



平素は弊社商品をご愛顧賜り厚くお礼申し上げます。

さて、二〇二〇年八月から弊社「**ハロゲンヒーター**」が販売致しましたハロゲンヒーターの部機種において内部の部品が発熱し発煙、焼損の恐れがあることが判明致しました。

つきましてはおお客様の安全を期するため、また事故防止の観点から、当該機種をお持ちのお客様は直ちに使用を中止していただき、お手数ですが、謹んでお願い申し上げます。

お客様には多大なご迷惑をおかけ致しますことを心よりお詫び申し上げます。

平成十九年十二月二十日

発売元 (株) **ハロゲンヒーター**

輸入元 (株) **ハロゲンヒーター**



リコールチラシの事例

6-2 リコール対策の強化～効果的なリコール手法の開拓～

- リコールを実施しているが、回収等が行われていないリコール未対策品による事故が再発しており重大な課題。
- 本年度、リコール回収率が低い製品について、原因を徹底的に分析するとともに、**効果的なリコール手法等を見出し、新たにハンドブックに盛り込む。**

リコール実施上の課題

- リコール回収率が低い製品が多い。
- リコール品の所在が特定できない。
- リコール情報が所有者に届かない。
- 所有者がリコール対応に係る手間を敬遠（自宅で使用中の製品の型番の確認や書類の返送など）。



新たに効果的なリコール手法が必要

重大製品事故が再発しているリコール未対策品

会社名	製品名	重大製品事故件数
(株)ノーリツ	石油給湯機	94件
パナソニック(株)	電気こんろ	50件
TOTO(株)	石油給湯機	37件
(株)長府製作所	石油ふろがま	45件
(株)千石	電子レンジ	35件
富士工業(株)	電気こんろ	28件
日立アプライアンス(株)	電気こんろ	25件
小泉成器(株)	電子レンジ	26件
アップルジャパン合同会社	携帯型音楽プレーヤー	23件
長州産業(株)	石油給湯機	19件

(注)平成19年以降、平成26年度末までに発生した重大製品事故件数

最近のリコール未対策品による重大製品事故

平成25年2月、長崎県のグループホームで、リコール中の加湿器を火元とする火災が発生して5名が死亡。平成25年3月に、経済産業省はTDK(株)に対して、法に基づく危害防止命令を発動。



6-3 リコールハンドブックの改定

リコールハンドブック

○リコールに関して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、製品事故等が確認された際の迅速かつ的確な対応など、基本的な考え方や手順を解説した手引(平成19年発行、平成22年改訂)。

○平成27年度、改訂予定。



新たな手法の
盛り込み等

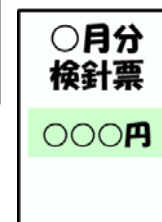
消費者への様々な伝達手法

従来から活用されている手法

- ダイレクトメール
- 電話、電子メール
- テレビ放送やラジオ放送
- 新聞の折込みチラシ
- 自社のホームページ
- 自治体、消費生活センター等の広報誌

最近活用され始めた手法

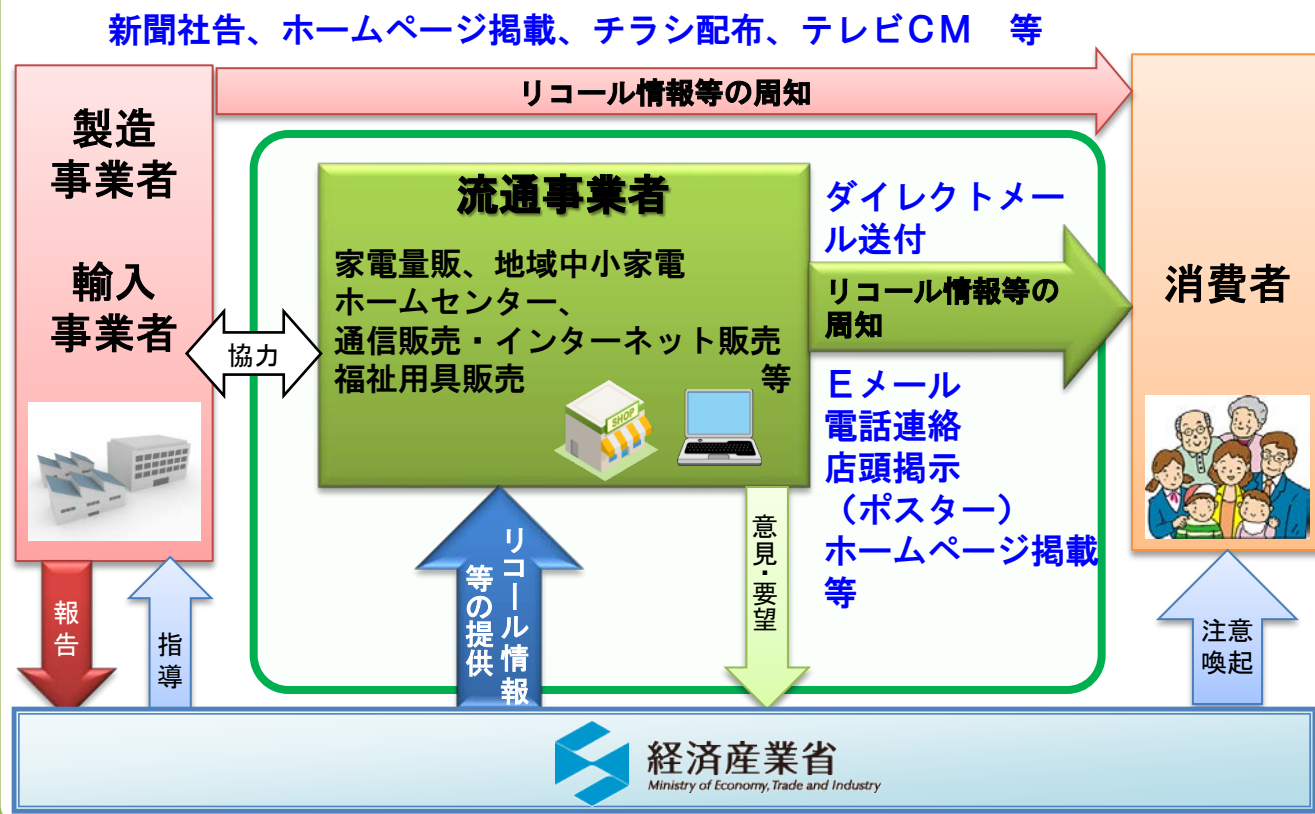
- 公共サービス等の活用
- 運送会社による消費者への直接訪問
- 「町の電器屋さん」等との新たな取組
- 家電量販店やポイント会社、クレジット会社等が保有する購入履歴の活用



6-4 流通事業者のリコール協力の取組

○製造・輸入事業者から報告されたリコール情報を、経済産業省から流通事業者団体等に提供し、販売事業者経由で消費者に届けるスキームを構築し運用。

流通事業者とのリコール協力体制



【協力団体】

(平成26年7月現在)

- ① 大手家電流通協会
- ② 全国電機商業組合連合会
- ③ 日本DIY協会
- ④ 日本通信販売協会
- ⑤ 日本福祉用具・生活支援用具協会
- ⑥ 日本福祉用具供給協会
- ⑦ Amazon.co.jp
- ⑧ 日本リユース機構
- ⑨ ジャパン・リサイクル・アソシエーション
- ⑩ 日本チェーンストア協会

7. 消費者への普及啓発

7-1 消費者への情報提供・注意喚起

- 製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、消費者に対する積極的な情報提供・注意喚起を実施。
- 製品安全への理解を深めるため、事業者及び業界団体とも連携し、全国で周知イベント等を開催。



各種メディアでの情報提供

- ・重大事故報告・公表制度のプレスリリース
- ・リコール情報のホームページ掲載
- ・マスメディアを通じた広報活動

周知イベントの開催

○消費者向け製品安全セミナー

- ✓ 消費者等に製品の安全について周知するため、全国で製品安全セミナーを開催。現在までの参加者は、延べ21,600人。
- ✓ 平成27年度は全国14カ所でセミナーを実施。

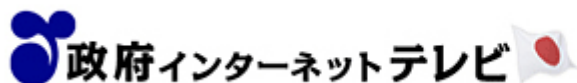
○製品安全総点検月間

- ✓ 毎年11月に「製品安全総点検月間」を設け、経済産業省、NITE等において全国的に広報活動を展開。
- ✓ 周知ポスターを作成し、量販店や公共交通機関(東京メトロ、東京モノレール、羽田空港等)に掲示。

「製品安全総点検月間」周知ポスター
平成27年11月に掲示

7-2 消費者への普及啓発・注意喚起（政府広報の活用）

- 政府広報ツールを活用し、インターネットテレビ、ラジオ等の様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品事故等の注意喚起を実施。

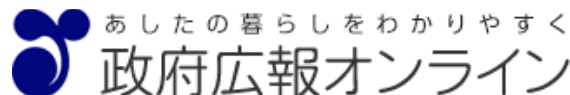


<http://nettv.gov-online.go.jp/>



日付: 2015/3/12

ご家庭でふだん何気なく使っている様々な製品。「まだ大丈夫」と思っている、使用期間が長くなると部品の劣化等によって、火災や死亡事故などの重大な事故が起こることがあります。今回はこうした事故を防ぎ、製品をできるだけ長く安全に使っていただくための『長期使用製品安全点検・表示制度』についてご紹介します。



<http://www.gov-online.go.jp/>



日付: 2015/6/11

快適な暮らしを送るために使われるエアコン・扇風機が、私たちの命を脅かすことがあります。それは、エアコン・扇風機の発火事故です。また、コンセントとプラグの間にたまったホコリが原因で、火災が起こる「トラッキング現象」による事故も多く発生しています。エアコンや扇風機、電気プラグ等は正しい使い方や日常の手入れを怠ると思わぬ事故につながる可能性があります。今回は、エアコン・扇風機の発火とトラッキング現象による事故を防ぐために、専門家のインタビューを交えながら事故事例や原因と対策についてご紹介します。



日付: 2015/9/17

高齢者を補助する介護ベッドや電動車いすなどの介護・福祉関連製品や、ふだん何気なく家庭内で使用している生活関連製品による高齢者の事故が近年増えているんです。その原因は、どこにあるのか？どのようにすれば事故を未然に防げるのか？生活を便利にする身の回りの製品を安心して使うために高齢者本人と身近にいる私たちが気を付けるべき点について、明治大学名誉教授の向殿(むかいどの)政男さんをお招きして詳しく解説します。

7-3 消費者への普及啓発・注意喚起（消費者教育）

- 小学校高学年の児童を対象として、製品安全を確保するための、製造・輸入事業者、販売事業者、使用者のそれぞれの役割や、安全を示すマークの意味などを学ぶことのできる教材を開発。
- 外部講師による出前授業だけではなく、小学校教師が自ら授業を行う方式での普及を目指し、教員向けの手引きも作成。
- 27年度は、更なる普及を目指し、全国5校で、モデル授業を実施。
(兵庫県太子町立 石海小学校、東京都墨田区立 小梅小学校、東京都町田市立大戸小学校
東京都墨田区立 隅田小学校、東京都台東区立東泉小学校)

【26年度実施内容】

タイトル	安全な生活を求めて(製品安全教育)
位置づけ	「特設する安全学習」(東京都教育委員会 安全教育プログラムより)
目的・育てたい資質能力	我々の生活は、多くの製品によって豊かで便利なものとなっている。しかし、100%安全な製品は存在していない。製造事業者、販売事業者、使用者がそれぞれの役目をきちんと果たすことにより製品の安全性は確保され、豊かな生活を営むことができる。そのことに気づき、体験とともに学び、まとめ、共有することで、家庭生活において製品安全に貢献できる児童の育成を目指す。
実施時期	2014年12月13日～2015年1月23日(体験学習を含め全5回) ※1時限から開講可能
対象者	葛飾区立新宿小学校 5～6年生(約75名)



7-4 消費者への普及啓発・注意喚起(情報提供サイト)

○ 政府のウェブサイトにおいて、リコールや製品事故等の情報を提供。

○ 経済産業省『製品安全ガイド』

→製品安全に関わる政策動向、報道発表資料、リコールや製品事故の情報などを掲載。

http://www.meti.go.jp/product_safety/



○ 製品評価技術基盤機構 (NITE)『製品安全・事故情報』

→最新の社告・リコール情報、製品事故防止についての注意喚起ポスター・映像等の情報を掲載。製品事故の検索機能も充実。

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

○ 消費者庁『リコール情報サイト』

→食品、車、薬、化粧品などを含む消費者向け製品全般のリコール情報(リコール内容や回収・無償修理等の情報)を掲載。

<http://www.recall.go.jp/>



ご清聴ありがとうございました

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については
商務流通保安グループ **製品安全課** までご連絡ください。

電話: 03(3501)4707

Fax: 03(3501)6201

URL: 経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp>

経済産業省製品安全ガイド
http://www.meti.go.jp/product_safety/

※ 製品安全施策については、
「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド

検索

